# 第10回農地・農村部会 議事概要

1 日 時:平成26年9月11日(木) 17:30~19:30

2 場 所:地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館6階)

3 出席者:◎柏木斉(株式会社リクルートホールディングス相談役(経済同友会 地方分権・道州制委員会委員長))、髙橋寿一(横浜国立大学大学院教授)、辻琢也(一橋大学大学院教授)、中井検裕(東京工業大学大学院教授)、人羅格(毎日新聞論説委員)[◎は部会長]

4 ヒアリング対象者

:農林水産省 小林祐一(農村振興局次長)、豊田育郎(経営局審議官)、前島明成(農村振興局農村計画課長)

: 西尾勝(地方公共団体情報システム機構理事長)

5 議 題:提案募集方式に係る農林水産省からのヒアリング

有識者からのヒアリング (西尾勝 地方公共団体情報システム機構理事長)

部会構成員の意見交換

(1) 冒頭、柏木部会長から、以下の発言があった。

〇本日は、まず「提案募集方式」について、農地・農村部会で取り扱うこととしている「農家レストランを農業用施設に位置付けること」などの4項目について、農林水産省よりヒアリングを行う。その後、有識者からのヒアリングとして、西尾勝地方公共団体情報システム機構理事長からヒアリングを行う。

(2) 提案募集方式に係る農林水産省からのヒアリング及び質疑概要については、以下のとおり。

【提案番号 216 耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・ 農地転用を認めること】

[農林水産省からの説明](資料1-1、資料2)

- 〇耕作放棄地を再生した場合、同面積を企業誘致に活用することについては、優良農地を転用する一方で、条件が悪く荒廃した同面積の農地を再生したとしても、全体としての農地の質が維持されないという問題がある。
- 〇なお、提案団体が挙げている空港周辺における航空機関連産業の集積については、まちづくりの一環として計画的に土地利用を行うことが適当であり、都市計画法に基づき、市街化区域に編入する手法により実現が可能。
- 〇一般的に、耕作放棄地は優良農地に比べて集団性、あるいは生産性の面で劣っており、再生したとしても、転用しようとする優良農地と同等の効率性等の質を確保することは極めて困難。
- 〇点在する耕作放棄地を一時的に再生したとしても、その多くは再び耕作放棄地に戻ってしまう という懸念。優良農地からさらに周辺農地に転用が進むことによって、生産条件が悪化するお

それがある。従って、提案の仕組みでは農地の質・量ともに守ることができないのではないか と危惧。(以上、農林水産省からの説明)

# [部会構成員からの質疑等]

- 〇耕作放棄地はもともと農地として比較的条件の悪い土地が多いことは理解できるが、農地としてどの土地は保全確保すべきで、どの農地は保全確保すべきではないかは、優良性の度合い、面積、転用のメリットの評価等の諸要素を勘案して判断されるべき相対的な事柄であり、優良地か非優良地かの違いだけを基準にして交換はあり得ないということはできないのではないか。(構成員)
- ⇒諸事案を勘案して判断すべきであるとの指摘はそのとおりであるが、それであれば土地利用計画に基づいて判断することが望ましい。土地利用計画に基づき、農用地区域の除外あるいは優良農地の転用が図られるのであれば、計画的な土地利用や、優良農地の保全も可能となる。今回の提案の場合、都市計画の線引き変更により対応すべきではないか。(農林水産省)
- 〇農林水産省からの回答では「耕作放棄地はそもそも条件が悪いところなのだから、再生しても 余り意味がない」というような誤解を招きかねないと思うが、今回の提案について、一般論と してはどのように評価しているのか。(構成員)
- ⇒耕作放棄地の再生は、食料自給率を向上させる観点からは、しっかり行っていく必要。一方、 耕作放棄地は理由があって荒れた状態に至っており、簡単には農地に戻らないので、耕作放棄 地の解消のための交付金などを出して、再生を図っているところ。この際、担い手の確保や環 境整備など耕作放棄地の発生原因を解決しないと、すぐに耕作放棄地に戻ってしまうことにな りかねない。耕作放棄地の再生は個々に見ていく必要があり、優良農地と同等のものとして取 り扱うのは難しい。(農林水産省)
- 〇例えば、耕作放棄地の再生と農地転用の割合について、一定の掛け目であれば認める余地はないのか。(構成員)
- ⇒点在する耕作放棄地を再生しても、まとまった農地の確保につながらない、農地の質が大切なのであり、一般論として何割程度の掛け目であればよいとは言えない。(農林水産省)
- 〇これまでの耕作放棄地の再生の実績を、農地転用を行うに当たって考慮の要素に加えるという 考え方については、どう思うか。(構成員)
- ⇒現在の日本の食料自給率や生産性の低さからすれば、優良農地は非常に重要であり、耕作放棄 地の再生が順調にいっていることのみをもって、(転用を)よしとすることはできないと考え ている。(農林水産省)

## 【提案番号 40、141、169 農家レストランを農業用施設に位置付けること】

[農林水産省からの説明](資料1-1、資料2)

〇農業レストランについては、国家戦略特区において、農業者が自己の農畜産物及び同一市町村内または農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理し提供する場合、農業用施設とみなして農用地区域内に設置することができるようにしたところ。(平成26年4月1日より)

- 〇一般的に農家レストランを農業施設として位置付けることについては、特区制度のもとでその 効果や影響をきちんと検証した上で対応を検討していきたい。
- 〇なお、国家戦略特区の現在の動きについて、農家レストランの実施の要望があった新潟市、兵庫県養父市において、早ければ本年中に農家レストランが設置される予定。(以上、農林水産省からの説明)

# [部会構成員からの質疑等]

- 〇農業の成長産業化に資するという点では、農家レストランは直売所や加工施設に劣らないし、 そのことは特定の特区に限らないことだろうと考えるが、如何か。(構成員)
- ⇒農家レストランは様々なメニューをそろえなくてはならず、自己の食材では賄いきれないということで、従来は農業用施設から外してきた。今回、国家戦略特区での要望を受け、地域農業の六次産業化の観点を入れることとし、利用する農畜産物の範囲を「自己」から「同一市町村内」又は「農業振興地域内」へと要件緩和した。その上で昨年の閣議決定においては、国家戦略特区で効果を検証した上で全国展開の是非を検討する位置づけとなった。(農林水産省)
- ○特区でなければならない理由が分からない。少なくとも特区の検証の期限を切るべきであり、 地方創生の観点からしても、農家レストランのようなものについては、国家戦略特区のみなら ず全国展開していいのではないか。具体的な弊害があるのか。(構成員)
- ⇒農家レストランとはいえ、農地を転用し、そこに恒久的な施設ができるという点においては、 他の施設と変わりはない。農用地区域内農地においては、極力余計な建物は建てたくない声が あるのも事実。農業用施設の概念を広げるにあたり、まずは、国家戦略特区での検証が必要。 特区では本年中に農家レストランの第1号ができるので、年に1回検証するとの特区のスキー ムに則り、農地の効率的な利用の観点から検証を行っていく。(農林水産省)
- ○特区における検証内容として、例えば消費促進のような効果を測定することは考えていないのか。(構成員)
- ⇒検証内容としては、農用地区域の中で農家レストランの設置を認めることにより、周辺農地の 効率的な利用に関し弊害が生じないかという点。その際には、同時に、お客さんが入っている かという消費促進の観点も見ていく。(農林水産省)

## 【提案番号 579 農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和】

#### [農林水産省からの説明](資料2)

○全部効率利用要件の解釈として、処理基準において、他者に貸している農地について、その農地が適切に耕作されている場合など、農地の所有者が当該農地の返還を受けて耕作の事業に供することに支障があるときには、当該農地は全部効率利用要件の判断において勘案しないこととしている。提案のケースについても、貸し付けた農地が借受人によって適切に利用されている場合には、当該農地の所有者が全部効率利用要件を満たすことが可能。(以上、農林水産省からの説明)

## 〔部会構成員からの質疑等〕

〇貸付農地等が適切に耕作されていればという判断基準は、双方に異論のないところのようだが、 その適用に関しての支障事例が地方側から提起されていることについて、具体的にどのような ケースなのか、また、農林水産省の見解はどうなのか。(構成員)

事務局からの捕捉:地方から出ている支障事例としては2つあり、1つは遠隔地にある農地を貸し付けている場合、もう1つは田と畑を両方所有している農家が、片方の栽培に専念したいとして貸し付ける場合。

- ⇒説明のあった支障事例については、いずれも全部効率利用要件を満たすものと考えている。(農 林水産省)
- ○「適切に」耕作されているという解釈が非常にわかりづらい。簡素に分かりやすく規定し直す べきではないか。(構成員)
- ⇒普通に耕していれば、「適切に」の解釈として読み込めると考えている。規定ぶりについては、 今後見直すことがあれば、よく考えさせていただきたい。(農林水産省)
- 〇例えば、条件不利地域においても、当該農地を貸している者が耕していれば、全部効率利用要件を認めているというか。(構成員)
- ⇒借り受け者が耕作していれば問題はない。また、条件不利農地などについては、処理基準において当該農地などを常に耕作し得る状態に保つ行為、すなわち管理が行われていれば、耕作放棄地には該当せず、全部効率利用要件は満たすものとして扱っている。(農林水産省)

# 【提案番号746 全面コンクリート舗装した温室等の床面について、農地として取扱うこと】

# [農林水産省からの説明](資料2)

- 〇農地法の体系として、農地は直接耕作の対象となる土地であるということを基本として構成。 温室内の床面を全面コンクリート舗装したような状態の土地は、転用許可の対象となる駐車場 などと変わらず、耕作可能な状態ではないため、農地法上の農地として扱うことはできない。 仮に提案のとおり農地を定義づけると、植物工場や畜舎の敷地のように、農地法の対象外とし て自由に取引されている土地が、農地法の規制の対象になるといった問題も生じるため、適切 でない。
- 〇提案のケースは、農業用施設に該当するため、農用地区域内においても転用許可が可能。また、 税制については、資産の評価を行う観点から税制所管官庁において別途判断が行われるものと 理解。(以上、農林水産省からの説明)

## 〔部会構成員からの質疑等〕

- ○大切なのは農業の維持・発展であって、農地の保全はそのための手段。後者が前者を阻害する ことはあってはならないと考えるが、その点について、農林水産省は基本的にどのように考え ているのか。(構成員)
- ⇒農地法は、農地を農地以外のものにすることを規制することと合わせ、農地の農業上の利用を確保する法律。提案のケースは、農業用施設への転用は原則認められるという仕組みとなっており、農地の保全が農業の維持・発展を阻害するとの指摘は当たらない。(農林水産省)
- 〇新規就農者の育成という観点からは、施設園芸のほうが適している。適切な条件を付した上で、

農用地区域内における施設園芸の設置について考慮することがあってもいいのではないか。 (構成員)

- ⇒施設園芸のほうが、新規就農者が育ちやすいというのはご指摘のとおりだが、現在の日本の農業の課題として、土地利用関係の効率性が課題となっている中では、まとまった農地の確保が重要。現行制度においても、施設園芸施設は、農業用施設として、農用地区域内で農地転用許可が可能であるが、農地の集団性を阻害しないように農用地区域の縁辺部における設置かという点は見ていく必要。(農林水産省)
- (3) 続いて、柏木部会長から、以下の発言があった。
  - 〇次に、西尾勝 地方公共団体情報システム機構理事長から、これまでの地方分権改革における 農地等に係る議論の経緯や、農地制度改革の在り方に関する考えなどについて、ヒアリングを 行う。
- (4) 次に、西尾理事長から提出資料に基づき、説明があった。(資料3)
  - 〇欧米諸国(アングロ・サクソン系諸国)の都市計画制度と我が国の都市計画制度の決定的な相違点は、前者が土地利用計画の策定と、これに基づいて土地の開発行為・建築行為等を規制する権限を基礎自治体の権限としているのに対し、後者は、これを国の権限として、都市計画というのは個別の都市を対象にした計画であったとしても、それは国が決定する国の計画という建前で始まっている点。この点に関する限り、もう少し欧米諸国並みの形態に近づけることが正しいのではないか考え続けてきた。
  - 〇地方分権改革有識者会議(平成25年9月30日)において、「地方分権改革の総括と今後の展望」について意見を述べた。市町村は、土地利用に関する計画を策定し、それに基づいて土地の開発行為・建築行為等を規制する権限を一括して基礎自治体が担うことを目的とし、都市計画法、建築基準法、景観法、農地法、農振法、森林法等の全面改正と新たな統一的な都市農村計画法(仮称)の制定を求める運動を起こすべきである。それを究極の目標として、一歩ずつ近づけていくとともに、市町村は権限を担った際の運営の在り方を今から真剣に考えるべき。
  - 〇農地制度をめぐる地方分権改革のこれまでの経緯について、要約すると以下のとおり。
    - ・地方分権推進委員会(1995年~2001年)は、機関委任事務制度を全面廃止し、その一環として、都市計画法、農地法、農振法、森林法等の土地利用規制関係諸法に基づく機関委任事務についても、これらを自治事務と法定受託事務のいずれかに区分けした。これまで国の事務として観念されていたものを、全て地方自治体の事務に切り替えたことは大きな前進。
    - ・国から都道府県へ、あるいは都道府県から市町村へという事務権限の移譲をめぐる関係各省 庁との折衝過程において、最も回数が多く、長時間を費やしたのは、都市計画法をめぐる折 衝。当時の建設省の主張によれば、都市計画法に基づく開発許可は、農林水産省所管の農振 法・農地法に基づく農振除外・農地転用と裏表の関係になるので、この権限移譲は、両省横 並びでなければ応じられない、とのことであった。
    - ・折衝の結果を見ると、最終的には建設省は相当の譲歩をしたのに対して、農林水産省の抵抗

は非常に頑強であり、わずかに 2 ha 超 4 ha 以下の農地転用の許可権限が国から都道府県に移譲されたのみ。しかも、この都道府県に移譲されたこの事務は法定受託事務と区分けせざるを得なかった。

- ・委員会側は農用地の総量確保の必要性を当時から認めており、農林水産省との折衝過程では、 農用地確保の目標総量を定めて、これを都道府県・市町村単位にブレークダウンすることと 引きかえに、個別の農地転用の許可権限はこれを市町村に移譲することとしてはどうかと提 案したが、当時の農林水産省は、都道府県の目標値、市町村ごとの目標値を定めるというこ とは到底できないと強く拒否。
- ・地方分権改革推進委員会(2006 年~2009 年)は、都道府県から基礎自治体への権限移譲の 勧告においても、都市計画法等に基づく事務・権限のさらなる移譲と農振法・農地法等に基 づく事務・権限の移譲が勧告されたが、地方分権一括法で実際に実現したのは、都市計画法 等に基づく移譲のみであり、農林水産省関係は抵抗が強く、ほとんど盛り込まれなかった。
- ・しかしながら、農林水産省が率先して行った平成 21 年の農地法等の改正において、農振除外等の規制を強化した反面、地方分権改革推進委員会の勧告の一部を取り入れ、農林水産省は農用地等の確保に関する基本方針を公表し、都道府県はこれに準拠して都道府県基本方針に確保すべき農用地等の面積の目標等に関する事項を定め、市町村は、都道府県からの指示に基づいて市町村整備計画を変更するという、新しい農用地確保の目標管理の仕組みを導入。これは農林水産省としてある意味大きな転換。
- 〇先に地方六団体が提言した「農地制度のあり方について」は、以下の諸点において画期的な提言であると高く評価。
  - ・農地の総量確保において、目標と現実が大幅に乖離しており、その主な要因が耕作放棄地 の発生が想定以上であること、また、目標設定に当たって、国と地方の協議が不十分であ り、現場において目標が達成すべきものと十分意識されず、形式化している事態を招いて いることを明確に指摘。
  - ・真に守るべき農用地等を確保する必要性は、国、地方共通の認識とし、これからの農地の 総量確保(マクロ管理)は、現実を見据えた目標管理、根拠のある目標管理、納得感のあ る目標管理、実行力のある目標管理でなければならないため、市町村が主体的に設定した 目標の積み上げを基本として、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で、目標を設定 するという新しいマクロ管理の仕組みの導入を提言。地方側が総意として、こうした提言 を行うことは非常に大きな変化。
  - ・個々の農地転用許可制度(ミクロ管理)の仕組みについては、地方六団体が一致して、大臣許可・協議を廃止すること、土地利用行政を総合的に担う観点から、市町村に一括して権限移譲することを提言。市町村に移譲することが正しい姿だと都道府県が合意したことは大きな前進。
- 〇「地方6団体提言に対する農林水産省の考え方」(第9回農地・農村部会資料)も拝読。マクロ管理において、国が設定するトップダウンの目標値と、市町村が主体的に設定するボトムアップの目標値を突き合わせ、国、都道府県、市町村の間で協議し調整するという方向性については、国と地方の意見は近づいている。具体的な協議の仕組みを設計することにより、共通の理解が得られるのではないか。
- ○個々の農地転用に関しては、「市町村目標を達成するための具体的な担保措置が必ずしも明確 ではないが、仮に農地転用により他用途に供された土地を農地に復元しようとすれば相当の困

難を伴うことから、事後的な是正措置よりも農地転用許可制度等の適正な執行により現存する優良農地をいかにして保全するかという視点が重要」としているが、以下の疑問点が残る。

- ・地方は、国が設定する目標を達成しようとすれば、達成できる手段を国の施策として展開する必要がある旨を指摘しているのであり、「具体的な担保措置」は農林水産省が考案すべき。
- ・既に予想以上に進行してしまっている耕作放棄地の発生抑制・再生施策の重要性について、 農林水産省は、ミクロ管理との兼ね合いで論及することを避けているのはいかがなものか。
- ・おおむね10年先を見通した場合、人口減が農地の総量確保に与える影響は大きくないとしているが、それ以降の人口減は極めて急激であると推計されており、今回の農地の総量確保の議論に当たっても十分に考慮すべきではないか。
- ・国が一般的なルールで土地利用規制をすることはあり得るが、個々の農地転用にまで、国 の許可を要するという現在の農地転用許可制度は、国際的にみて異常な制度ではないか。
- 〇農用地の総量確保、新しいマクロ管理において現実を見据えた目標管理にしていく上では、食料自給率だけではなく、人口減という大きな傾向、地球温暖化への適応策の影響、地球温暖化の進行するに伴い各地域で耕作できる農作物が急速に変化するという、温暖化への適応策の影響について、国・地方ともに真剣に考えた上で、この目標値を設定する必要。
- (5) 続いて、部会構成員から西尾理事長に対して、以下の質疑等があった。
  - ○究極の理想という形で市町村が土地利用を一括して実施すべきだということを改めて御意見いただいた。市町村が土地利用を一括して実施すべきという意見と、現実的には都道府県で実施すべきという意見があるがどのように考えるか。(構成員)
  - ⇒都市農村計画法(仮称)は、いわゆる白地地域を含めた全ての土地について、基礎自治体が土地利用計画をつくり、その計画に基づいて規制するという法体系を理想としている。

現在、都市計画法の区域区分や農振法の農業振興地域などの線引きは、重なっている部分があるなど複雑な構造になっているが、都市的な利用を予定している地域と農地として残すところを明快に区分けした方がよく、都市計画法と農振法の改正を併せて行うことが望ましい。また、区分区域は都道府県マスタープランを策定して都道府県が行っており、農業振興地域についても都道府県が指定しているが、全ての権限を市町村に下ろせるかというと問題はあり、隣り合う市町村間の調整は都道府県の任務。ただし、都道府県が決めたら、市町村は全て従わなければならない制度がよいかは疑問。都道府県は基準を策定し、市町村が自ら考えて線引きを行うこととし、それについて、都道府県と市町村における協議・調整が行われる制度のほうが正しいのではないか。そこまで含めて、現行制度において、全ての市町村に一切の権限を移譲することは、すぐにはできないだろうと考える。(西尾理事長)

- ○現在の農地の確保目標は、食料自給率等を基準として組み立てられているが、目標と現実が乖離。地球温暖化などの要因も勘案して、食料自給率に相当するような大義名分を掲げられるのか、あるいは、現行の土地利用制度を前提としてこれを変えていくということが望ましい姿なのか。(構成員)
- ⇒現在の食料自給率目標が設定されたのには、政治的な背景があると考えられることから、この 目標を放棄することは難しい問題。食料自給率のみならず、人口減少のトレンドや地球温暖化 など諸々の要素を考慮しながら目標のあり方を考えることが必要。(西尾理事長)

- 〇まちづくりに関する地方分権と地方創生はどのように関係するとお考えか。(構成員)
- ⇒地方からの提案募集方式等により地方分権を進めていくことは、差し迫ったテーマを解決するという点で、着実に成果を上げていくべき。特に、地方創生との関わりでは、今後、人口が減少していくことは確実であり、それに備えて世の中の体制をつくりかえなければならない。都市の集約化やコンパクトシティの必要性は明らかに高まってくる。従来の都市と農業で土地の取り合いを行ってきた成長時代とは局面が大きく異なり、農地転用がこれまでのように続くとは見込めない。地方創生とも大きく関わるテーマである。(西尾理事長)
- 〇人口減少が進めば、膨張した都市圏域の中で拠点の選択と集中を行う必要があり、団体間で利害関係が鮮明に出てくるような調整が必要になるが、水平的な調整でうまくいくのか。あるいは、都道府県が引き続きその役割を担うべきか。(構成員)
- ⇒市町村間の広域的な調整などでは都道府県、更には東京圏をはじめとする大都市圏域では都道府県を越えた圏域での調整の問題は残るが、市町村が自ら土地利用の計画をつくり、都道府県が示したガイドラインに対して市町村から修正を求めるような仕組みが重要。(西尾理事長)
- 〇地球温暖化への適用策の影響も考慮に入れてという表現をされているが、権限移譲の話とど のように関わるのか。(構成員)
- ⇒地球温暖化へ適応するため、今後、品種改良や転作の必要性が生じてくることとなり、確保 すべき農地が地域によって変わってくるのではないか。(西尾理事長)
- (6) 続いて、事務局(地方分権改革推進室)から、これまでの議論を踏まえた主な論点について、 以下の説明があった。(資料4、資料5)
  - ○「マクロ管理における現行制度の課題」について、地方六団体は、目標設定のプロセスで国と 地方の議論が不十分であったという提言に対して、農林水産省も、必ずしも十分議論を尽くし たとは言い切れない面もあったとしており、両者に大きな認識の違いはない。 構成員からは、国が示した数字だと地方では実現できない目標と認識されているので、目標を 市町村からも積み上げつつ、実現可能で共有できる目標とすべきなどの意見があった。
  - 〇「マクロ管理における見直しの方向性」について、まず、農地を確保する必要性は国・地方共通の認識。「現実を見据えた目標管理」については、地方六団体は、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた目標設定が必要としているのに対し、農林水産省は、長期的な人口減少の見通しを理由に、直ちに確保すべき農地面積を減少させてもよいとするのは適切でないとの意見。「納得感のある目標管理」については、地方六団体は市町村が主体的に設定した目標を積み上げ、その上で国は食料安定供給などの観点から目標を考え、国と地方が十分に議論して目標設定をするとしているのに対し、農林水産省は、国が地方の意見も十分踏まえて食料自給率目標や農地面積の見通しを検討することは必要であるが、市町村からの積み上げを基本する点は十分に適合した枠組みとは言いがたいとの意見。

構成員からの意見としては、国と都道府県、市町村が共有できる目標づくりに努めていく、その中で着地点を見つけていくということについては、概ね一致。地方六団体提言と農林水産省の主張には大きな差はないのではないかという意見や、食料自給率の観点から積み上げる目標と市町村が農地の実態を踏まえて積み上げる目標の乖離、この調整をどう設計するのかがポイ

ントなどの意見などがあった。

○「ミクロ管理の現行制度の課題」について、地方六団体は、都市計画の決定権限の多くは市町村に移譲されたが、農地の分野では大臣許可・協議が残っているとしているのに対し、農林水産省は、都市計画区域の指定など、都市計画の根幹は基本的には都道府県知事が担っており、農地転用許可についてもほとんど都道府県知事が執行しているとの意見。

構成員からは、都市的な土地利用は分権が進んでいる一方、農地の方は都道府県止まりになっていることが課題との意見や、ゾーニング権者と個別の許可権者が一致していることが望ましいなどの意見があった。

〇「ミクロ管理の見直しの方向性」について、地方六団体は、マクロ管理の仕組みを充実しつつ、 個々の農地転用許可については市町村が担うべきとしているのに対し、農林水産省は、個別の 農地転用許可の判断については、現場と距離を置いた判断ができる者が行うことが適切との意 見。

構成員からは、最終的には市町村が担うべきという意見や、市町村へ移譲する前段で都道府県へ経過的に移譲するとの意見、大臣許可・協議の象徴的な権限について、国が関与していることの抑制効果をどう考えるかとの意見、4 ha 超の農地転用の権限移譲については、少し慎重に議論したほうがいいのではないかなどの意見があった。

また、許可基準の明確化と裁量性の関わりについてもさまざまな意見があり、都道府県農業会議については、一律の義務づけは見直すべきではないかとの意見があった。

- 〇農地の確保に資する施策について、地方六団体の提言も農水産省の考え方も、国と地方が協力 しながら農地中間管理機構の活用などで効率的な農地の利用に努めていくことが重要と認識 し、大きな意見の違いはない。
- (7) 続いて、部会構成員の間において、以下のとおり意見交換が行われた。
  - 〇農地転用のうち大臣許可協議案件は僅かであるにも関わらず、どうして国は権限を維持したい と考えるのか。権限移譲の方式として、手挙げ方式により、希望市町村に移譲されるという制 度のつくり方はあり得るのか。(構成員)
  - ⇒先の通常国会で成立した地方分権第4次一括法で、自家用有償運送旅客事業の権限移譲を行った際には、手を挙げた市町村(市町村が手を挙げないところは希望都道府県)にその権限を移譲する方式を採用。制度の仕組み方として、いろいろなパターンが考えられる。(事務局)
  - ○市町村が権限を担う場合、都道府県が何らかの形で関与することが必要だとは思うが、市町村まで権限を移譲するとするならば、手挙げのように、事務執行が可能な市町村のみということではなく、基本的には市町村でやっていただくということではないか。(構成員)
- (8) 最後に、柏木部会長から、次回会合では地方六団体及び農林水産省からのヒアリングを行いたいとの発言があった。

以上